

# 「玉寄する三崎」考

——『鴨長明集』の左注歌をめぐって——

兼 築 信 行

## 一 唯一の左注箇所

『鴨長明集』は、いわゆる寿永百首家集の一つで、春・夏・秋・冬・恋・雑に部類され、百五首（うち他人詠一首）を収める。ただし、諸本とも、秋部に「荒屋見月」の題のみを記して和歌を脱する箇所がある。その成立は養和二年（一一八二）五月と推定され、長明二十八歳時の自撰と考えられる。

本集は、一般的な私家集と同様、収録歌の前には歌題もしくは詞書が記されるが、唯一、次掲の箇所<sup>②</sup>にのみ左注が付されている（括弧内は『新編国歌大観』番号）。

海上月

くまもなきか、みとみえてすむ月を

も、たひみかくをきつしらなみ (三六)

たまよするみさきかをきになみまより

たちいつる月のかげのさやけさ (三七)

下つさの国に三さきといふ所あり

ひのものとひんかしのはてなれば月はなみ  
よりいつるやうにそみゆなるこちかせ  
ふけはくはくおほくよるとなん申侍

「海上月」の題のもとに二首が記されるが、左注は、詠み込まれた地名「みさき」の補足説明であり、三七番歌のみにかかるものと見てよからう。

さて、稿者の疑問は、百五首（原態は百六首か）の家集収録歌の中で、なぜ長明はこの一首にだけ、わざわざ左注を施さなければならなかったのか、ということである。左注は三つの文から成っている。適宜漢字を当て読点を付し、表記等を改めて示すと、第一文「下総の国に、三崎といふ所あり」において「三崎」の所在地を述べ、第二文「日の本の東の果てなれば、月は波より出づるやうにぞ見ゆなる」で、その位置の特質を伝聞情報として紹介、そして第三文「こち風吹けば、琥珀多く寄るとなん申し侍る」では、やはり伝聞情報として、その特異な産物に言及する。

三崎と聞けば、まず現在の神奈川県三浦市の三崎、すなわち相

模国三崎郡三崎郷を想起するのが自然であろうか。当地には源頼朝の山荘が管まれ（『吾妻鏡』建久五年閏八月一日条ほか）、

みさきといふ所へまかれりし江にいそべの松としふりにけるをみてよめる

いその松いくひささにか成りぬらんいたく木高き風のおとかな  
（『金槐集』雑・六九五／『玉葉集』雑三・二二九二）

と詠まれたごとく、勝地として將軍をはじめとする鎌倉幕府の要人がしばしば遊覧した。『鴨長明集』三七番歌に酷似する歌が群書類従本『東関紀行』に見える。

かくしつ、あかしくらすほどに、つれづれもなぐさむやとて、和賀江のつき嶋、三浦のみさきなどいふ浦々を行てみれば、海上の眺望哀を催して、こしかたに名高く面白き所々にもをとらずおほゆ。

さびしきは過こしかたの浦々もひとつながめの沖のつり舟

玉よする三浦がさきの波まより出たる月の影のさやけさ  
群書類従本のみに見える右の二首のうち、「玉よする」歌は、当該長明歌を改変して利用したものである。さらに当該長明歌の他出文献を検索すると、左の二例が見出されるが、いずれも地名の部分に異同が生じている。

（海辺月といふことを）

鴨長明

たまよするみさきがさきのなまよりたちいづる月のかけのさやけさ

（『万代集』秋上・九八六）

本御前崎

鴨長明

玉よするみさきはが崎の浪まよりたち出づる月の影のさやけさ

（『歌枕名査』未勘国下・九六六六）

下総の三崎が和歌に詠まれた例は、当該歌以外には絶無である。だからこそ、本文異同や改変が生じたと考えてよい。このような特殊な地名を題詠歌に詠み込んだ長明の企図は何だったのだろうか。また、当該歌はどのような場で披露されたのであろうか。

## 二 海上月

問題の長明歌の詠出機会は不明だが、「海上月」題は、同時代の歌人の家集等に散見される。大治五年（一一二九）の『殿上藏人歌合』の題となったのが初見か。

七番 海上月 左 盛定

おしてるや岩うつ波に散る玉の光くまなくみゆる月かな

（一一三）

右 惟兼

明けぬとてあまのつり舟こぎいづればと渡る月の光なりけり

（一一四）

八番 左 範兼

玉ならばなぎさにいかにつもらましましよる波ごととやどる月影

（一一五）

右 為盛

しまきして須磨の浦波さわげどもどかにすめる夜はの月か

（一一六）

な 九番 左 為基

さ夜ふけてあはぢのせとのなぎさより月の光のさし渡りける

(二七)

右

時信

あなし吹くうらのなごろはたかけれど月はのどかにすみわた

りけり

(一八)

なお『植葉集』に、天治元年(一一二四)春催行の『永縁奈良房

歌合』の一首を「海上月」題と詞書して収録する(秋・二三五)が、

歌合での題は「月」であった。

『鴨長明集』と同じ寿永百首家集に収録される同一題歌には、次の例がある。

海上月

ななたてるゑじまがおきをおきをみわたせばそらく月をうつすな

りけり

(『広言集』四六)

海上月

せとわたるおきつしほかぜふくからに月もてあそぶよさのう

らなみ

(『経正集』四一)

海上月 地下歌合

なるみがたわれとともにぞいでにけるふなぢも月はおくるな  
りけり

よふねこそしほぢはるかにこぎいづれとわたる月をしるべに

はして

(『親盛集』五二―五三)

このほか、時代の近い作例として、次のようなものを拾うことが  
ができる。

海上月

よもすがらあかしのうらのなみのうへにかけたたみおおくあき  
のよのつき

(『聞書集』一五八)

海上月 宇治前大僧正御房にて

ながめやる心のはてぞなかりけるあかしのおきにすめる月影

(『林葉集』四八七)

海上月

難波がた蘆間を分けて漕ぐ舟の音さへすめる秋の夜の月

(『治承三十六人歌合』九七・寂念／『雲葉集』秋中・五七七)

海上月をよめる

朝恵法師

和田のはら塩路はるかにすむ月のいづるも入るも奥つ白波

(『玄玉集』天地下・二〇五)

歌合に、海上月といふ心をよめる 藤原兼康

諸共になみのうへにぞ出でにける月はいづくかとまりなるら

ん

(『玄玉集』天地下・二二〇)

海上月、歌苑抄<sup>(5)</sup>

登蓮法師

月かげにしほみちぬればなにはえをうたひて出づるあまのつ

り舟

(『天木抄』秋部四・五一九二)

「海上月」題は、十二世紀に一定の流行を示し、歌合の題となつたことが確認できた。集成した資料中には、長明と縁深い人物の名も見えている。なお『林葉集』俊忠歌の詠出機会は、藤原忠通男である覚忠(一一一八―一二七七)のもとでの作であったことを示している。

安元元年(一一七五)閏九月十七日に催された右大臣兼実歌合すなわち月十首歌合には、「海上見月」題が設けられた。海上の

船中で月を見るといふ、より限定された場面設定を指定する題である。同歌合に証本は残らず、諸資料から以下の作が集成できる。

### 海上見月

もろともになみのうへにもやどるかな月もあかしやとまりなるらん  
〔重家集〕五七一／『新拾遺集』秋下・四一八

### 海上見月、右大臣家会

照る月を雲なへだてそ夜舟こぐ我もよるべきしまがくれなし  
〔頼政集〕二二二

### 同家十首会中に、海上見月と云ふ題を

こぎいでていくたのうらにうきながらこころは月のみふねにぞのる  
〔季経集〕七七

### 安元元年閏九月歌合、見海上月 道因法師

こしの海の山なき西をながむれば心にのみぞ月はいりける

〔夫木抄〕一〇三六二

### 安元元年閏九月歌合、恋依月増 藤原尹明

一夜をこめてわたの渡をこぎくればあはぢの島に月ぞかかれる

〔夫木抄〕一三三四九

尹明の作は同歌合の別題が記されているが、内容から「海上見月」の歌であることは明らかであろう。

## 三 長明歌の表現

『鴨長明集』の三七番歌を検討する前に、その前の同題三六番歌の表現も見ておこう。隈なく澄む月を明鏡に見立て、海上から昇るその月を白い波がさらに磨き上げているという歌意となる。

「もまたびみがく」の用例には、『東北院職人歌合』の、

月影をもまたびみがくあらしかなこれやますみのかがみなるらん  
〔五番本・一一・鑄物師〕

があるが、同歌合判詞に「此歌、揚州の百練鏡の事を思ひてよろしく侍れども」と評される通り、『白氏文集』新樂府の「百練鏡」を踏まえていると考えてよい。長明のこの歌も、久保田淳が指摘したように、漢籍享受歌と見ることができよう。

さて、三七番歌については、久保田淳や光華女子大学鴨長明集研究会が施した当該歌への注解が指摘する通り、『久安百首』の次の二首が、やはり参考歌となるだろう。

玉よする浦わの風に空晴れてひかりをかはずあきの夜の月

〔久安百首〕四二・崇徳院／『千載集』秋上・二八二

秋風にただよふ雲のたえまよりもれ出づる月の影のさやけさ

〔久安百首〕三三八・顕輔／『新古今集』秋上・四一三、二句「た

なびく雲の」

特に顕輔歌とは、下句がほとんど一致する。なお、長明のこうした作歌態度については、下西善三郎の論があり、先行歌人からの歌ことばの撰取を基盤として、歌を合成したり、一首の骨格を模倣したりするところに、初期長明の作歌行為の特徴が認められているが、三七番歌についても、ひとまず同工のものと言えるだろう。

参考歌のうち崇徳院歌は、「浦わ」の表現からも明らかに『後漢書』(循吏列伝・孟嘗)を典拠とする『蒙求』の「合浦珠還」の故事を踏まえている。『和漢朗詠集』の「天山不并何年雪 合浦

応迷旧日珠」(秋・月・二五五・三統理平)などにも受容された故事であり、光華女子大学の注解でも、理平の詩句に「発想を得たか」と語釈し、この部分の歌意は「美しい真珠を海岸の方へ寄せてくる」と訳されている。また、他出である『万代集』の和歌文学大系⑩の脚注も、初句を「美しい玉を海岸に打ち寄せる」と訳し、「後漢書によると、真珠の産地合浦では、貪欲な太守が乱獲したので、珠は交趾に移ってしまったが、孟嘗が太守となって苛政を改めたので、珠は再び合浦に寄るようになったという。この故事による表現」と説明した上で、理平の詩句を掲げる。

先に「海上月」題の作例として掲げた大治五年『殿上藏人歌合』の藤原範兼の歌(二五)も、この作者らしく、やはり当該故事に拠っていることは明らかだろう。また、同時代の他の作例に、『三井寺山家歌合』で藤原親盛が詠じた、

秋かぜに月の光は住吉のきしにきよらぬ玉かとぞみる

(秋月・四六)

があり、判者親蓮(藤原教長)から「実に合浦をよまれたるにや」と評されている。すると『鴨長明集』の三七番歌も、同題の三六番歌と同じく漢籍故事に拠り、「玉」は真珠と考えてよいのであろうか。

#### 四 下総国三崎荘

下総国の三崎を確認したい。これは現在の千葉県銚子市から旭市にかけて所在した三崎荘の地を指すものと考えて問題はない。

同荘は海上荘とも号され、治承四年(一一八〇)九月二十日の「皇

嘉門院惣処分状」(九条家文書。『鎌倉遺文』三九一三)により、皇嘉門院藤原聖子の養子藤原良通(兼実男)に譲られた。『吾妻鏡』文治二年(一一八六)三月十二日条にも「殿下御領」とあり、九条家領として維持されたことが分かる。

同荘はその後、九条家の家司であった藤原定家が一時期所職を得る。すなわち『明月記』⑪正治元年(一一九〇)七月二十五日条に「以女房、給下総国三崎庄政所御下文、蒙種々恩、是奉公本意也」云々と記され、さらに「遼遠所難不幾事、御志之至超過傍輩、可謂面目本意」と感悦の辞を加える。しかし同記建仁二年(一一二〇)二月七日条によれば、「三崎事、依無面目、自去年辞退申之」であったところ、この日、最勝金剛院領伊賀国大内東庄の所職の下文を得たと記し、三崎については「三崎尋常所也、雖又有興復之間、遼遠之上、所課極難堪」と、遠隔の地であり経営が困難であった旨が追記されている。こうして定家は三崎荘の所職を返上したのであった。なお同荘はまた、東常縁の祖である千葉常胤が源頼朝から与えられた地でもある(『吾妻鏡』文治元年十月二十八日条)。こゝも和歌に縁を持つ地と言えなくもない。

長明が問題の歌を詠んだ時点では、三崎は皇嘉門院領ないし九条家領であったことになろう。その位置は、犬吠埼の先端部分を含む利根川の南岸地域で、左注と照らし合わせてみると、犬吠埼は実際に本州最東端の地であり、「日の本の東の果てなれば、月は波より出づるやうにぞ見ゆなる」の記述が正確であることに驚かされる。そのみならず、犬吠埼周辺には中生代白亜紀の地層が露出し、付近の海岸では現在でも琥珀あるいは漂着琥珀が採集

されている。銚子市に所在する粟島台遺跡では、縄文時代中期に琥珀玉の制作が行われていたことを示す遺物が多く出土しており、当地は日本最古の琥珀の産地であった。琥珀は「般若経」などで七宝の一とされ、念珠や経巻の軸頭などに用いられ、珍重された。古代・中世の他の文献史料には見出せないが、左注の「こち風吹けば、琥珀多く寄るとなん申し侍る」の記述も、正確な当地の情報を伝えているものと考えられる。

## 五 発表の場と情報の出所

このような左注が付されている以上、『鴨長明集』三七番歌の「玉寄する三崎」の「玉」は、真珠とは解し難い。「波が琥珀の玉を打ち寄せる三崎」の意でなくてはなるまい。「久安百首」の崇徳院および顕輔の歌を合成したかのような一首の軸線に、特異な地名とその産物とを絡め、意想外の世界を描いて見せたことになる。そう考えるならば、「波間よりたち出づる月」はまだ高度の低い月であるはずで、それは空気層を通過する光の距離や屈折の関係から、暗く赤みがかり、端的にいえば「琥珀色」を呈することになるだろう。長明はこうしたイメージをも計算し操作した上で、一首を仕立てているのではないだろうか。

当該歌は題詠であり、一体どのような場、具体的には歌会等において披露されたのであろう。三崎が和歌に詠まれた前例は見出せない。しかし、その地について種明かしがなされた時、一座において感興を喚起し、納得されなければ、こうした歌を詠進する意味はあるまい。そこは三崎荘に関する情報や話題が共有され得

る場、すなわち皇嘉門院や九条家に関係した場であった可能性は考えられないだろうか。

本稿第二節で「海上月」題が十二世紀の、特に後半に流行していた状況を見た。そこに集成した和歌の中には、長明作と同一歌会で発表されたものが混じっている可能性がある。『鴨長明集』の三六番歌と三七番歌との関係も、別機会の詠がまとめられているのか、それとも同一機会の作であったか、両様が考えられる。『親盛集』も「地下歌合」と注記し、二首をまとめて収録する。長明の二首は、それぞれ「百練鏡」「合浦珠還」という漢籍享受を思わせる点に共通性が認められた。これらはいずれも、政教性の高い典拠と言える。もともと後者は、「合浦」と思わせながら実は真珠ではなく琥珀だったという、意外な方向へとすり抜ける回路が埋め込まれた作品なのであった。

以上のように考えると、「海上月」題詠歌の中で注目されてくのが、『林葉集』四八七番歌である。この歌は覚忠の房で詠まれていた。俊恵は覚忠とは親しく、覚忠主催の歌会に参加し、贈答も交わしている（『林葉集』ほか）。覚忠は先述の通り忠通房で、皇嘉門院には兄に当たる。また、九条家に近い私撰集である『玄玉集』への入集歌中に「海上月」題が見えること、兼実主催の歌合で「海上見月」題が出されていることを思えば、三崎荘の領有に関わる権門に近い場において「海上月」ないしそれに近似する歌題が一再ならず見えることは注意される。もちろん断定することはできないが、そうした中のある機会に、当該長明歌が詠出された可能性は想定できまいか。なお、俊恵は長明の歌の師となる

が、その入門時期は『無名抄』「歌人不可証得事」の記述から、  
寿永二年（一一八三）の藤原実定任内大臣以降のことと考えられ、  
当該歌の詠出はその前となる。

さて、三崎に関する正確で詳細な現地情報を、長明はどのよう  
にして入手したのだろうか。『鴨長明集』と同時代の有力歌人で、  
実際に下総へ下った人物に、源頼政がいる。『袖中抄』第十一「よ  
こほりふせる」項<sup>(18)</sup>には次の記述が見える。

…さやの中山とは遠江国にあり。付此山二の不審あり。…二  
には頼政卿云、下総へ下向之時かの土民等の申し、は、さや  
の長山といへり。これ又いかゞと聞ゆ。如此きびの中山、き  
さの中山などいへるは皆中山なり。長山といへる事はなし。

顕昭の『古今集注』にも同様の説を述べ、「又故頼政入道モ、サ  
ヤノ長山トイフト申シキ、彼モ父仲正下総介ニテ相具下向也」と  
記される。仲正が下総守であったのは永久六年（一一一八）頃<sup>(19)</sup>  
のことで、頼政の下向は、十代半ばと考えられている。『無名抄』  
に見る通り、頼政は長明が特に注目する和歌の先達であった。あ  
くまでも想像の域を出ないが、あるいは頼政あたりが齎した情報  
が、歌林苑周辺に流布し、長明の耳にも達したのかもしれない。  
それは歌枕としての知見ではなく、国土の東端という位置と、仏  
具を莊嚴する琥珀の産地という特質であつたらう。その知見を、  
新たな歌枕の創出を狙い提示してみせたのが、この歌に仕組んだ  
長明の企図ではなかつたか。

## 六 長明が目指したもの

長明の企図をこのように読んでみた時、ただちに思い合わされ  
てくるのが、『無名抄』に「瀬見の小川の事」として記載される  
著名な逸話である。長いが左に全文を引く。

光行、賀茂社歌合として侍し時、予、月の歌に、

石川や瀬見の小川の清ければ月も流れをたづねてぞすむ  
とて読て侍しを、判者にて師光入道、「かかる河やはある」  
とて、負けになり侍にき。思ふところありてよみて侍しかど、  
かくなりしかば、いぶかしくおぼえ侍し程に、「その度の判  
すべて心得ぬ事多かり」とて、又あらためて、顕昭法師に判  
せさせ侍し時、この歌のところに判していはいはく、「石川瀬見  
の小川、いとも聞きおよび侍らず。たゞし、をかしく続けた  
り。かゝる河などの侍にや。ところの者に尋ねて定むべし」  
とて、事を切らず。後に顕昭にあひたりし時、この事語り出  
でて、「あれは賀茂河の異名なり。当社の縁起に侍り」と申  
しかば、驚きて、「かしこくぞおちて難せず侍りける。さり  
とも、『顕昭らが聞きおよばぬ名所あらんやは』と思ひて、  
や、もせば難じつべくおぼえ侍しかど、誰が歌とは知らねど  
歌ざまのよろしく見えしかば、所措きてさやうに申て侍し。  
これすでに老の功なり」となむ申侍し。その後、この事を聞  
きて、欄宜祐兼、大きに難じ侍りき。「かやうの事をば、い  
みじからん晴れの会、もしは国王、大臣の御前などにてこそ  
よまめ。かゝる褻事によみたる、無念なる事なり」と申侍し

程に、隆信朝臣この河をよむ。又顕昭法師、左大将の百首の歌合の時、これをよむ。祐兼はいく、「さればこそ、我いみじくよみ出だしたりと思はれたれど、世の末には、いづれか先なりけむ、人はいかでか知らん。何となくまぎれてやみぬべかめり」と本意ながり侍しを、新古今撰ばれし時、この歌入れられたり。いと人も知らぬ事なるをとり申人などの侍けるにや。すべてこの度の集に十首入りて侍り。これ過分の面目なるうちにも、この歌の入りて侍るが、生死の余執ともなるばかりうれしく侍なり。あはれ、無益の事どもかな。

「鴨社歌合とて人々よみ侍りけるに」の詞書を付して『新古今集』に入集する一首（神祇・一八九四、撰者名注記は雅経）に関する話だが、この歌合について『平安朝歌合大成』は元暦元年（一一八四）九月「神主重保別雷社後番歌合」（四五二）の作とする。しかし催行者は源光行となつていて、ひとまずは別機会と考えざるを得ない。光行研究の側からは、「少なくとも『千載和歌集』歌人となつた文治四年（一一八八）二十六歳以降、鎌倉に移住したかと思われる建久九年（一一九八）三十六歳以前になるのではなからうか」との推定も出された。歌合の催行下限は、まず顕昭が『六百番歌合』で「瀬見の小川」を詠む（六六七番歌）以前である。なお、藤原隆信の詠は『千五百番歌合』の作（二四四八番歌）である（当該番の判者は顕昭）。顕昭は『袖中抄』第十七の「せみのをがは」項で「山城国風土記逸文」を引きこの語句について考証しているので、歌合は『袖中抄』成立以前の催行となる。『袖中抄』は大部な歌学書であり、短期間に成つたとは考えられない

が、人物呼称からその成立上限は寿永元年（一一八二）頃とされ<sup>(23)</sup>、下限については『六百番歌合』の和歌が引用されるが、文治年間の成立とするのがほぼ通説となつていて<sup>(24)</sup>。

当該歌合の催行上限は、長明歌が家集に見えないことから、その成立以降と考えるのが自然であろう。寿永元年（養和二年）に光行は弱冠二十歳だが、『月詣和歌集』には四首入集する。すると結局、『平安朝歌合大成』の比定も、時期に関する限りあながち不当ではなく、生蓮（源師光）そして顕昭を判者として招聘できる点など、重保が主催する歌合であつたとするならば、諸事情は自然に理解することができる。あるいは、重保の後見のもと、新進歌人光行名義で開催されたといつた事情が存したのかもしれない。

歌合の催行年時に関する再吟味は以上で措くとして、稿者がここで注目したいのは、神社の縁起に関わりながら、歌人たちが一般に認知しない「瀬見の小川」という地名を持ち出した長明の企図である。それは、祐兼の非難を呼ぶことにもなるのだが、考えてみれば「賀茂（鴨）社歌合」という場に、当社の縁起に由来する地名を詠み込んだ作を提出することは、まことに相応しい行為と評価することもできる。ところが、長明の企図は正しく理解されることになつた。初判の折、「瀬見の小川」への疑義は当然、難陳の場で組上にはつたはずである。長明はなぜ、その時その場で陳じなかつたのだろう。再判の折にも陳弁した形跡はない。すべてが終わつた後で、ようやく顕昭に種明かしを語り、結果的にはそのプライオリティを顕昭に脅かされる事態を招いた<sup>(25)</sup>。この



歌合は、結番の後、披講・難陳を経ることなく、ただちに判に付されたものだったのかもしれない。

この「瀬見の小川」を詠む長明と、まったく同工のパフォーマンスを行おうとしているのが、「玉寄する三崎」の作とは言えないだろうか。歌人たちの認知しない地名、和歌的な本意は存しないうがそれなりの由緒や特質を有する地名を、新たに和歌の世界に持ち込もうとする行為、それは名所・歌枕の発掘、というよりも創出であり、好士としての名譽を求めめる姿勢とも考えられる。『無名抄』その他から濃厚に読み取ることができる、長明の土地に対する強い興味なども、この機軸は響き合うようにも思うが、二十歳代から三十路にかかる頃に、長明が歌人として目指していたものの一端を、こうした姿勢に垣間見ることができるとは言いにくい。

もしも鴨長明が、晩年に再び家集を編むことがあったならば、『石川や』の歌は当然収録されなくてはならない。そして、そこには「瀬見の小川」をめぐる左注が付されることになったに違いない。いや、『無名抄』の「瀬見の小川の事」の章段そのものが、既にしてこの歌の左注ということなのかもしれない。

注(1) 辻勝美「鴨長明集成立年時考」(日本大学『語文』五七 一九八三年五月)。

(2) 冷泉家時雨亭文庫蔵本による。冷泉家時雨亭叢書第二六卷(一九九五年 朝日新聞社)所収。なお『鴨長明集』の本文異同については、辻勝美「鴨長明とその家集」(『日本大学人文科学研究所紀要』二五 一九八一年三月)参照。そのほか、本文研究に犬井善寿「鴨

長明の家集の諸本とその本文―伝本分類の試み―」(『文芸言語研究(文芸篇)』四八 二〇〇五年一〇月)。

(3) 以下、和歌の引用は原則として新編国歌大観に拠る。

(4) 熊本女子大学国語学研究室編『東関紀行 本文及び絵索引』(一九七七年 笠間書院)に拠る。底本は統群書類従完成会版。私に濁点を付加した。なお校本によれば、当該箇所には二首の和歌を掲載するのは群書類従本だけである。

(5) 『歌苑抄』の成立について、築瀬一雄「俊恵研究」(一九七六年 加藤中道館)および久保木秀夫『歌苑抄』再考―藤原資経筆断簡の紹介から―」(『文学』二〇〇二年三月、『中古中世佚歌集研究』二〇一〇年 青簡舎 所収)は成立下限を安元三年(一一七七)七月とする。さらに久保木は成立上限を安元元年(一一七五)十月とする。殿本佳美『歌苑抄』断簡考』(関西大学『国文学』九二 二〇〇八年三月)は、新出断簡に藤原隆信が五位で表記され、承安四年(一一七四)以前の成立を示す徴証を示しつつ、成立上限説との矛盾について結論を保留している。

(6) 『平安朝歌合大成』四〇〇。

(7) 久保田淳「長明における和歌と散文」(『国文学』一九八〇年九月)。

(8) 『鴨長明集』全注解稿(三)』(『光華日本文学』九二 二〇〇一年八月)。

(9) 下西善三郎「長明集の歌―歌の合成―」(桑原博史編『日本古典文学の諸相』一九九七年 勉誠社)。

(10) 安田徳子『万代和歌集(上)』(一九九八年 明治書院)。

(11) なお当該長明歌について、この本説との関係を示唆したのも、久保田淳前掲論文であった。

(12) 日本歴史地名大系『千葉県の地名』(一九九六年 平凡社)。

(13) 講座日本荘園史5『東北・関東・東海地方の荘園』(一九九〇年 吉川弘文館)の「下総国」項(伊藤喜良)。

(14) 冷泉家時雨亭叢書別巻二『翻刻明月記』(二〇一一年 朝日新

開社)に拠る。

- (15) 小倉光夫「藤原定家の下総三崎荘―莊園を介しての堂上公卿との接触―」(『房総風雅史』二〇〇三年 思文閣出版)、同「下総三崎荘の藤原定家から鎌倉文化まで―平安公卿藤原氏からの文化的萌芽―」(『房総風雅史―古代・中世編―』二〇一〇年 思文閣出版)。
- (16) 粟島台遺跡発掘調査会編『銚子市粟島台遺跡発掘調査報告書』(一九九〇年六月)。
- (17) 例えば東京国立博物館蔵法隆寺献納宝物の「琥珀念珠(付属・牡丹に猫文彩漆合)」(列品番号N・二八七、重要文化財)は、鎌倉時代の製とされる。
- (18) 歌論歌学集成第四卷(二〇〇〇年 三弥井書店)。
- (19) 日本歌学大系別巻四(一九八〇年 風間書房)。
- (20) 井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』(一九七八年 笠間書院) 三二三頁。
- (21) 歌論歌学集成第七卷(二〇〇六年 三弥井書店)。
- (22) 池田利夫『新訂河内本源氏物語成立年譜攷―源光行一統年譜を中心―』(一九八〇年 日本古典文学会)。
- (23) 岡田希雄「袖中抄の著述年代に関する疑問」(『国語国文』一九三二年四、五、八月)。
- (24) 竹下豊「晩年の顕昭―『六百番歌合』を中心として―」(『国語国文』一九七六年五月)。
- (25) このあたりの人間関係については、小林一彦「長明伝をみなおす―祐兼・顕昭・寂蓮らめぐって―」(『中世文学』四二 一九九七年六月)に検討がある。なお、木下華「『無名抄』の再検討―「セミノ」をカハノ事―から」(『国語と国文学』二〇〇三年八月)は、長明の作為性を論ずる。
- (26) 田淵旬美子『新古今集 後鳥羽院と定家の時代』(二〇一〇年 角川学芸出版)にも、鳥飼離宮をめぐる長明のこうした術学的詠法について言及がある(一六五―一六六頁)。

#### 【付記】

本稿に示した『鴨長明集』左注歌の解釈は、小林保治編『超訳方丈記を読む』(二〇一二年三月 新人物往来社)収載の小稿「鴨長明の和歌を味わう―歌人・鴨長明と『鴨長明集』『新古今集』にもその要点のみを記した。なお、校正中に接した久保田淳「鴨長明と東国」(『文学』二〇一二年三月)にも、当該歌に触れるところがある。